

令和2年9月14日

西舞鶴郵便局郵便部 御中

GLOBAL UNION (認証番号101)
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
執行委員長
組合員



団体交渉開催申入書

当組合は、令和2年7月1日より、再三に渡り団体交渉の申入れを行って参りましたが、貴社の複数回にわたる期限の引き延ばしともとれる対応により、未だ団体交渉が実現していません。つきましては、パワーハラスメントの事実を認めるか否かにつき、迅速な回答を要求すると共に、改めて労働組合法第7条-2に基づき団体交渉の開催を下記のとおり申し入れます。

記

1 交渉項目

- (1) 氏に対するパワーハラスメントの事実について
- (2) 氏の配送業務への復帰要求について
- (3) 氏への慰謝料の支払いについて

2 交渉日時

以下からご都合のよい日程をご選択下さい。時間はいずれも13:00から2時間程度とします。

- (1) 令和2年9月30日
- (2) 令和2年10月1日
- (3) 令和2年10月2日

3 開催場所

以下からご都合の良い場所をご選択下さい。

- (1) 西舞鶴郵便局内
- (2) 当組合が指定する福岡駅近郊の貸会議室
- (3) 当組合が指定する東京駅近郊の貸会議室

4 出席者

当組合役員若干名及び 氏。貴社におかれましては、本件につき決裁権限のある方がご参席下さい。

以上

最後に、当組合と致しましては、後進の方々のためにも、団体交渉において、 氏の権利を回復したいと考えておりますが、 氏におかれましては、未だ貴社との関係性を尊重し、穏便に解決したいと希望されておられることから、ここに当組合が最大限に譲歩した場合の、最終合意案を提示させていただきます。

当提案に同意頂けない場合、団体交渉において、双方納得行くまで長期に渡り協議を重ねる必要があります、双方にとって不利益も存することから、当提案につき、ご検討頂ければ幸いです。

記

- (1) 氏を配送業務に復帰させること
- (2) 氏のパワーハラスメントに起因する通院の実費を支払うこと
- (3) パワーハラスメントの慰謝料及び解決金として、金1,000,000円を支払うこと

団体交渉開催候補日時及び最終合意案への諾否については、令和2年9月21日までに、書面にてご連絡下さい。なお、 氏の権利の速やかな回復のため、今後は、回答期限を厳守下さいますよう、お願いいたします。

万一期限内にご返答を頂けない場合は、コンプライアンスを徹底し、社会正義を実現するため、京都府労働委員会に対し、不当労働行為に対する救済申立を行うと共に、憲法に基づく団結権、団体行動権の行使として、録音音源の公表及びインターネット上でのビラまきを開始し、貴社が「パワーハラスメントではない」と判断されておられます 氏への対応につき、広く国民に判断を委ねる所存であることを付言させていただきます。

以上